

京都市告示第 491 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 27 年 1 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市男女共同参画センター	京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町 2 6 2 番地 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	平成 27 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで
京都市北青少年活動センター，京都市中京青少年活動センター，京都市東山青少年活動センター，京都市山科青少年活動センター，京都市下京青少年活動センター，京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センター	京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町 2 6 2 番地 公益財団法人京都市ユースサービス協会	同 上
京都市百井青少年村	京都市中京区西ノ京西月光町 1 8 番地の 2 の 1 一般財団法人ポジティブアース ネイチャーズスクール	同 上

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)